

一般会計等 注記事項

(1)重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

1. 有形固定資産

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものとは原則として再調達原価としております。

ただし、有形固定資産のうち、法定外公共物などの取得価額不明なものなどは備忘価額 1 円としております。詳細については固定資産台帳における資産評価要領を参照とします。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

2. 無形固定資産

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものとは原則として再調達原価としております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

・無形固定資産

定額法を採用しております。

・リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

・賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

・退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

1. 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準について区分が明らかでないものは、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

3. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(2)偶発債務

① 保証債務及び損失補償債務負担の状況

債務負担行為限度額	2, 4 8 4, 1 1 2 千円
令和 5 年度支出額	2, 4 2 1 千円
令和 6 年度以降支出予定額	0 千円

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3)追加情報

① 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等は、普通会計の対象範囲に加えて、歳入においては諸収入における老人福祉施設収入、歳出においては総務費における減債基金積立金のうち災害援護資金積立金及び商工費における東地区中心市街地複合施設管理運営経費を対象としています。

③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法 235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしている。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

（注意）地方公共団体財政健全化法における各比率算定の対象と基準モデルにおける会計の対象とは範囲が異なります。

実質赤字比率の算定に必要とされる事項

実質赤字 なし

標準財政規模の額 20,198,262千円

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

1,499千円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 翌年度繰越額

（一般会計） 2,548,381千円

⑧減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

⑨基金借入金（繰替運用）の内容

	期間	繰替使用額
財政調整積立金	—	—

R 5は繰り替え運用していない

⑩将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素

イ．一般会計等に係る地方債の現在高	33,730,911千円
ロ．債務負担行為に基づく支出予定額	1,839,303千円
ハ．一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	19,854,289千円
ニ．組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	0千円
ホ．退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	5,254,848千円
ヘ．設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	8,779千円
ト．連結実質赤字額	0千円
チ．組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0千円
リ．地方債の償還額等に充当可能な基金	13,422,467千円
ヌ．地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	512,672千円
ル．地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	34,575,158千円